第

5972

号



1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2018年)平成30年 6月 7日 木曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所/顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <a href="http://www.zeirishi-miwa.co.jp">http://www.zeirishi-miwa.co.jp</a>

## ☆ 取締役が監査役になった際に支給する退職給与

A: 一定の要件に該当する場合には、退職給与として取り扱うことができます。

## 【解説】

法人税法では、退職給与について、実際に 退職した者に対し、退職を基因として、臨時 的に支給される給与をいうとしています。

したがって原則として、退職が要件となるのですが、たとえば次のような事実があり、役員の分掌変更などによって、役員の地位や職務の内容が激変した場合には、現実に退職しない場合であっても、役員退職給与として取り扱うことができるとしています。

- ① 常勤役員が非常勤役員となったこと (非常勤であっても代表権があるものは除く)
- ② 取締役が監査役になったこと

(税務上役員とみなされる大株主を除く)

③役員報酬が概ね50%以上減少したこと

なお、これらの場合であっても、その役員 が実質的にその法人の経営上、主要な地位を 占めているときは、役員退職給与として扱う ことはできません。

したがって、御社の場合、上記の要件を満たしていれば、退職給与として取り扱うことが認められます。







